

育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案 概要 〔ダブルケアラー支援推進法案〕

目 的

我が国における急速な高齢化の進展、就労、結婚、出産等をめぐる状況の変化等に伴い増加している育児・介護二重負担者（＝子の養育及び家族の介護を同時に担う者）について、日常生活及び社会生活に支障が生ずることのないようその負担の軽減を図ることが喫緊の課題

【第1条】

育児・介護二重負担者の支援に関する施策に関し、基本理念、国等の責務その他の必要な事項を定めることにより、これを総合的に推進

概 要

1. 基本理念

【第3条】

- ① 施策は、育児・介護二重負担者の負担の軽減を図ることが社会全体として取り組むべき課題であるとの認識の下、育児・介護二重負担者に対して適切かつ十分な支援が行われることを旨として行われなければならない
- ② 施策は、国及び地方公共団体の育児に関する業務を担当する部局及び介護に関する業務を担当する部局その他関連する業務を担当する部局の相互の緊密な連携の下に、総合的かつ一体的な取組として行われなければならない

2. 責務等

【第4条・第5条】

国及び地方公共団体並びに事業主の責務

政府による法制上・財政上の措置等

3. 実態調査

【第6条】

国は、育児・介護二重負担者の実態に関する調査を定期的に行い、その結果を公表

調査結果を踏まえ、必要があると認めるときは、施策の見直し等の措置を講ずる

4. 国及び地方公共団体の施策

柔軟な働き方の促進

育児・介護二重負担者が、その希望及び事情に応じて、労働時間の短縮等の措置の利用、育児休業、介護休業等の取得、情報通信技術を利用した在宅勤務、離職した場合における再就職その他の柔軟な働き方をすることができるよう、これらの促進に必要な制度の導入その他の必要な施策を講ずる

【第7条】

事業主による取組の実施の状況の公表の促進等

事業主によるその雇用する育児・介護二重負担者の負担の軽減に資する取組を促進するため、当該取組の実施の状況の公表の促進その他の必要な施策を講ずる

【第8条】

必要なサービスの適切かつ有効な利用のための情報の提供等

育児・介護二重負担者がその育児及び介護の負担の状況に応じて必要なサービスを適切かつ有効に利用することができるよう、情報の提供、相談の実施その他の必要な施策を講ずる

【第9条】

広報活動及び啓発活動の充実等

育児・介護二重負担者の保育所、介護施設等の円滑な利用に資するようこれらの利用に対する誤解、偏見等の解消を図るとともに、育児・介護二重負担者に対する国民の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずる

【第10条】

学校教育における取組の推進

児童、生徒等が、その発達段階に応じて、高齢社会において働き、暮らしていくことに関する知識、自らが育児・介護二重負担者となる可能性についての認識等を深めることができるよう、学校教育における取組の推進のために必要な施策を講ずる

【第11条】